# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 7 | 国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 桑名市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 桑名市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年3月19日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民健康保険法に基づく事務であり、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。<br><br>・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失<br>・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失<br>・国民健康保険税賦課業務<br>・国民健康保険加入適用適正化業務<br>・医療費適正化の推進 |
| ③システムの名称 | 宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| （1）宛名口座特定個人情報ファイル<br>（2）国民健康保険特定個人情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表の24、44の項<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>番号法第9条第1項（利用範囲）<br>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （情報照会の根拠）<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　48、69、70の項<br><br>（情報提供の根拠）<br>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健医療課 |
| ②所属長の役職名 | 保健医療課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131 |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 保健福祉部　保健医療課　保険年金室　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1174 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | [　　]適用した |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　10万人以上30万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月31日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年3月31日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ]接続しない（入手）** | **[ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 国民健康保険に関する事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ ○ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年12月9日 | 評価実施期間における担当部署 | 保険年金課長　米澤　末郎 | 保険年金課長　内田　貴久 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | 評価書名 | 国民健康保険税賦課に関する事務　基礎項目評価書 | 国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 保桑名市は、国民健康保険税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 桑名市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | Ⅰ１．①事務の名称 | 国民健康保険税賦課に関する事務 | 国民健康保険に関する事務 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | Ⅰ１．③システムの名称 | 宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー | 宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム | 事前 | 重要な変更 |
| 平成29年5月15日 | Ⅰ３．法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一16、30の項 | 番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項<br>番号法第9条第2項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | 事前 | 事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正 |
| 平成29年5月15日 | Ⅰ４．②法令上の根拠 | （別表第二における情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、120の項） | （別表第二における情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（9，12，15、17、22、78、88、97、106、109、120の項） | 事前 | 事前通知事項に該当しない主務省令改正等に伴う根拠法令の修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成29年5月15日 | Ⅰ5. ②所属長 | 保険年金課長　内田　貴久 | 保険年金課長　森　浩木 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　①部署 | 保険年金課 | 保健医療課 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長 | 保険年金課長　森　浩木 | 保健医療課長 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ | 保健福祉部　保険年金課 | 保健福祉部　保健医療課　保険年金室 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつの時点の計数か | 平成27年3月31日　時点 | 平成30年3月31日　時点 | 事後 | |
| 平成30年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつの時点の計数か | 平成27年3月31日　時点 | 平成30年3月31日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | Ⅳリスク対策 | （記載項目なし） | （評価書様式変更に伴う記載項目の追加） | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年8月31日 | Ⅰ 関連情報　7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先 | 0594-24-1136 | 0594-24-1131 | 事後 | |
| 令和4年2月4日 | Ⅰ 関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号<br><br>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 | 事後 | 法令改正に伴う修正、オンライン資格確認等システム稼働に伴う記載項目の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年2月4日 | Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | |
| 令和4年2月4日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年2月4日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月26日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年9月26日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和5年8月22日 | Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和5年8月22日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年3月31日 時点 | 令和5年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和6年2月28日 | Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 記載なし | ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。<br>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和6年2月28日 | Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称 | 宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム | 宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月28日 | Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用 | 番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項<br>番号法第9条第2項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 | 番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項<br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号利用法第9条第1項(利用範囲)　別表第1項番30<br>・番号利用法　別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和6年2月28日 | Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | ・番号法第１９条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二<br><br>（別表第二における情報提供の根拠）<br>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（４６の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（１、２、３、４、５、２６、２７、３０、３３、３９、４２、５８、６２、８０、８７、９３の項）<br>：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（９，１２，１５、１７、２２、７８、８８、９７、１０６、１０９、１２０の項） | （別表第二における情報提供の根拠）<br>・<br>1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120<br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>・42,43,44,45<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月28日 | Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | （別表第二における情報照会の根拠）<br>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）<br>：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（42の項）<br>：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（43の項）<br>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（44の項）<br>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（45の項） | （別表第二における情報提供の根拠）<br>・<br>1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120<br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>・42,43,44,45<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | 重要な変更 |
| 令和6年9月25日 | Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要 | なお、番号法第19条第8項の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 | なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務を処理するために必要な同表に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年9月25日 | Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用 | 番号法第9条第1項　別表第一の16、30の項<br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号利用法第9条第1項(利用範囲)　別表第1項番30<br>・番号利用法　別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第24条<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 番号法第９条第１項及び別表の24、44の項<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>番号法第９条第１項（利用範囲）<br>国民健康保険法第113条の３第１項及び第２項 | 事後 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠 | （別表第二における情報提供の根拠）<br>・<br>1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120<br>（別表第二における情報照会の根拠）<br>・42,43,44,45<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | （情報照会の根拠）<br>番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表　48、69、70の項<br><br>（情報提供の根拠）<br>番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表　２、３、６、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項<br><br>＜オンライン資格確認の準備業務＞<br>番号法附則第６条第４項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）<br>国民健康保険法第113条の３第１項及び第２項 | 事後 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | 令和6年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和6年9月25日 | Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | 令和6年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和7年3月19日 | Ⅳ－8. 人手を介在させる作業<br>考えられる対策 | | 国民年金に関する事務において、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 事後 | |